

松和会居宅介護支援センター 重要事項説明書

< 令和 6 年 4 月 1 日現在 >

1 担当介護支援専門員 氏名

2 松和会居宅介護支援センターの概要

(1) 居宅介護支援事業所の指定番号及びサービス提供地域

事業所名	松和会居宅介護支援センター	所在地	鹿児島市皆与志町2261番地1
介護保険指定番号	4670106394 号	サービス提供地域	鹿児島市・日置市伊集院町

※上記以外の方でもご希望の方はご相談下さい。

(2) 職員体制

管理者	1 名	介護支援専門員	3 名以上
-----	-----	---------	-------

(3) 営業時間 年中無休（9時から18時）

(4) 相談、要望、苦情等の窓口

居宅介護支援に関する相談、要望、苦情等は介護支援専門員もしくは下記窓口まで申し出て下さい。

①事業所のサービス相談窓口

電話番号 099-238-5580

事業所受付担当 坂元 保彦

受付時間 月曜日～金曜日 9時～18時

※緊急時等は必要に応じて担当者に24時間連絡をお取りします。

②法人相談窓口

社会福祉法人 松和会 苦情処理受付担当者

泰山荘事務長 南 康弘

社会福祉法人 松和会 苦情処理責任者

泰山荘施設長 馬場 義孝

③苦情解決第三者委員

田島 充将（タジマ ミツユキ）	住所 日置市伊集院町妙円寺1丁目102-8 TEL 099-273-0548
松田 宣子（マツダ ノブコ）	住所 鹿児島市花野光ヶ丘1丁目41-22 TEL 099-228-0274
中村 芳子（ナカムラ ヨシコ）	住所 鹿児島市皆与志町4150-11 TEL 099-238-4695

④行政機関その他の苦情受付機関

鹿児島市 介護保険課	所在地： 鹿児島市山下町11-1 TEL： 099-216-1280 FAX： 099-219-4559 受付時間： 月曜日～金曜日 8：30～17：15
鹿児島県 国民健康保険団体連合会 介護保険課介護相談室	所在地： 鹿児島市鴨池新町7番4号 TEL： 099-213-5122 FAX： 099-250-4307 受付時間： 月曜日～金曜日 9：00～17：00
鹿児島県 社会福祉協議会 福祉サービス運営適正化委員会	所在地： 鹿児島市鴨池新町1-7 TEL： 099-286-2200 FAX： 099-257-5707 受付時間： 月曜日～金曜日 9：00～16：00

(5) 事故発生時の対応

居宅介護支援の提供により、万一事故が発生した場合には下記の措置を講じます。

①事故発生時には速やかに利用者の家族等、保険者に連絡するとともに事故の状況及び事故に際して行った処置について記録します。

②賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を行います。

③事故が生じた際には、その原因を解明し、再発防止に努めます。

(6) 虐待の防止について

利用者等の人権の擁護、虐待の防止等のために、下記の措置を講じます。

①虐待の防止に関する専任の担当者を選定しています。

虐待の防止に関する担当者

泰山荘施設長

馬場 義孝

②虐待防止検討委員会を設置しています。

③従業者に対する虐待防止を啓発、普及するための研修を実施します。

④当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族、親族、同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合には、速やかにこれを市町村に通報します。

3 利用料金

(1)

- ・要介護の認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。
- ・法定代理受領により当事業者の居宅介護支援に対し介護保険給付が支払われる場合、利用者の自己負担はございません。
- ・介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により保険給付金が直接事業者を支払われない場合があります。その場合は一旦1ヶ月あたり、下記の料金を頂きサービス提供証明書を発行致します。サービス提供証明書を後日保険者の窓口に提出しますと、差額の払い戻しを受けることが出来ます。

基本部分		運営基準減算	特定事業所集中減算
居宅介護支援費Ⅰi1	要介護１： 1086単位	運営基準違反の場合 100分の50に相当 する単位数を算定 ※2月以上継続する場合は 所定単位数を算定しない	1月につき －200単位
	要介護２： 1086単位		
居宅介護支援費Ⅰi2	要介護３： 1411単位		
	要介護４： 1411単位		
	要介護５： 1411単位		
加算部分		同一建物の居住に関する減算	
特定事業所加算Ⅱ	421単位	1月当たりの利用者が同一の建物に 20人以上居住する建物に居住する利 用者に対して、所定単位数の100分 の95に相当する単位数を算定	
初回加算	当該月のみ 300単位		
入院時情報連携加算Ⅰ	当該月のみ 200単位		
入院時情報連携加算Ⅱ	当該月のみ 100単位		
通院時情報連携加算	当該月のみ 50単位		

(2) 交通費

前記2の(1)のサービスを提供する地域に居住されている方は無料です。通常の事業の実施地域以外からの利用者の要請があった場合、指定居宅介護支援を行う場合に要した交通費については利用者の同意を得て実費を支払って頂きます。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とします。

距離（片道） ・ 10km未満の場合： 無料 ・ 10km以上の場合： 300円

(3) 支払方法

料金が発生する場合、月ごとの精算とし、毎月10日までに前月分の請求を致しますので10日以内にお支払い下さい。お支払い頂きますと、領収書を発行します。お支払い方法は、銀行振込、現金集金の2通りの中から契約の際に選べます。

4 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

お電話でお申し込み下さい。当事業所職員がお伺いします。契約を締結したのち、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

①お客様のご都合でサービスを終了する場合

文書でお申し出下されば、いつでも解約できます。

②当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足などやむを得ない事情によりサービスの提供を終了させて頂く場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知するとともに地域の他の居宅介護支援事業所を紹介致します。

③自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても自動的にサービスを終了致します。

- ・利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が非該当（自立）、要支援認定された場合
- ・利用者が死亡した場合
- ・事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ・事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ・第16条から第17条に基づき本契約が解約又は解除された場合

※利用者やご家族などが当該事業所や当該事業所の介護支援専門員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させて頂く場合がございます。

5 当事業所の居宅介護支援の特徴等

(1) 運営の方針

- ①利用者が要介護状態になった場合においても可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう配慮して行うものとする。
- ②利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供するように配慮し努めるものとする。
- ③利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち、利用者に提供されるサービスが特定の種類、特定の事業者に不当に偏することのないよう公正中立に行うものとする。

(2) 居宅介護支援の実施概要等

ケアプラン作成の手法	居宅サービス計画ガイドラインによる
------------	-------------------

6 当事業者の概要

名 称

社会福祉法人 松和会

代 表 者

長柄 英男

事業所の所在地

鹿児島県鹿児島市皆与志町2261番地1

連 絡 先

099-238-5560

定款の目的に定めた事業

- 1 指定介護老人福祉施設
- 2 短期入所生活介護
- 3 訪問介護
- 4 通所介護